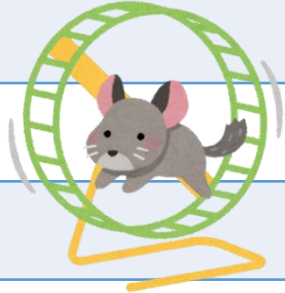


自転車は安全に利用しよう！



自転車の安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



ヘルメットを着用しましょう



令和5年4月1日より、自転車の全利用者に対してヘルメット着用が努力義務化されています。ヘルメットは事故にあった際、自身を保護する大切な役割を果たしています。

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っているとされています。また、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、ヘルメットを着用していた方の致死率に比べ、約1.7倍高いとされています。

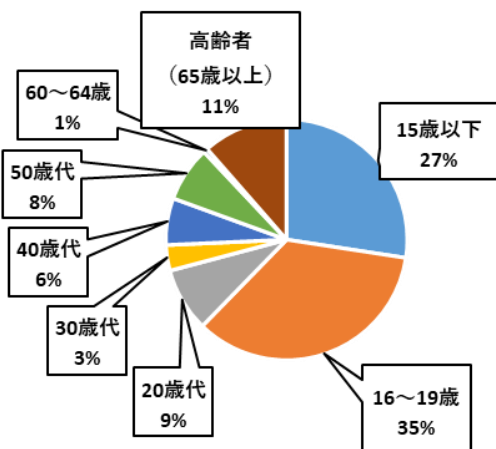
命を守るために、自転車を利用する際は、自身に合ったヘルメットを正しく着用しましょう。

自転車乗車中の交通事故について

帯広市内の自転車乗車中の交通事故死傷者数

年齢		帯広市の自転車乗車中の交通事故死傷者数(人)
小学生未満		3
小学生		13
中学生		15
高校生		74
15歳以下		48
16～19歳		61
20歳代		15
30歳代		6
40歳代		11
50歳代		13
60～64歳		1
高齢者	65～69歳	5
	70～74歳	7
	75～79歳	4
	80歳以上	4
小計		20
不明		0
合計		175

(資料:十勝総合振興局)



R2からR6の5年間に市内で発生した交通事故のうち、**自転車乗用中の死傷者数は延べ175人!** そのうち約62%が19歳以下の方でした。

通学での利用など、身近にある自転車ですが、自身や身の回りの人の安全を守るためにも、ルールを遵守し、交通安全を心がけましょう。

ながらスマホはNO！ 厳しい罰則があります



自転車乗用中の携帯電話使用等に起因する交通事故件数は、増加傾向にあります。乗用中の携帯電話使用は、周囲の安全確認が疎かになり、事故の原因となるため、絶対にやめましょう。

運転中にスマホなどを手にもって通話したり、画面を注視したりする行為
…**6月以下の懲役または10万円以下の罰金**

「ながら運転」をして交通事故などの交通の危険を生じさせた場合
…**1年以下の懲役または30万円以下の罰金**

自転車による違反行為 青切符の導入が予定されています

道路交通法の改正により、令和8年4月1日より、16歳以上を対象に自転車の交通違反に対する反則金の納付を通告する、「青切符」制度が導入される予定となっています。

▼主な違反の反則金額の案(警察庁)

- ・携帯電話使用「ながら運転」 … **1万2千円**
- ・信号無視 … **6千円**
- ・逆走、歩道通行など通行区分違反 … **6千円**
- ・傘差し、イヤホンで音楽など … **5千円**



加害者になるリスクも…



自転車は車両の仲間です。便利な乗り物ですが、自転車利用者には被害者にも加害者にもなるリスクがあります。

実際に、自転車乗用中の児童・生徒が、加害者となってしまう、多額の支払いを命じられた事例があります。

事例

男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を走行中、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、約2か月後に死亡。(高松高等裁判所、2020年7月22日判決)

⇒**判決容認額:9,330万円**

※判決容認額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。上記裁判後の上訴等により実際に支払った金額は異なる場合があります。

(日本損害保険協会)